

27 消安第 3607 号

平成 27 年 10 月 13 日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 森山 裕



食品健康影響評価について（評価依頼）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

家畜等の飼料としてのゼラチン及びコラーゲン（以下「飼料用ゼラチン等」という。）について、以下の措置を講じること。具体的な内容は別紙のとおり。

- （１）飼料用ゼラチン等の原料について、利用可能な動物種及び部位を見直すこと。
- （２）飼料用ゼラチン等の製造工程について、ほ乳動物の骨に由来するものの処理条件を見直すこと。



飼料用ゼラチン及びコラーゲンに関する規制の見直し

1 これまでの経緯

- (1) 牛や豚の皮及び骨を原料とするゼラチン及びコラーゲン（以下、「ゼラチン等」という。）は、飼料添加物の賦形剤等に利用されているが、平成 13 年 9 月の BSE 発生を受け、同年 10 月以降、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。）に基づき、利用可能な原料をほ乳動物の皮及び骨（頭蓋骨と脊柱を除く）のみとし、骨由来ゼラチンの処理条件を定める等の規制を行っている。
- (2) その結果、現行の規制では、飼料用ゼラチン等の原料として、非反すう動物の脊柱や頭蓋骨のほか、家きんや魚介類を利用不可としている等、必ずしも BSE リスクの程度に応じた内容となっていない。
- (3) 一方、国内外において BSE リスクが大きく低下してきた状況に鑑み、食品安全委員会における評価を踏まえ、本年 7 月に、動物用医薬品等に使用される反すう動物由来原料基準が改正されたところであり、動物用医薬品等の製造に使用されるゼラチンについても使用可能な動物種や、必要な処理条件について見直しが行われたところ。
- (4) そこで、飼料用のゼラチン等に関しても、動物用医薬品原料の基準等も考慮しつつ、リスクの程度に応じた規制となるよう、利用可能な原料や製造工程における処理条件を見直すことについて、食料・農業・農村審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会の意見を聴くとともに、飼料安全法に基づき農業資材審議会に諮問したところ、適当と認めるとの答申が得られた。

2 改正（案）の概要

農業資材審議会の答申を踏まえ、次のとおり、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）を改正する。

(1) 飼料用ゼラチン等の原料について

新たに、

- ① 家きん及び魚介類に由来するもの
- ② 非反すう動物の頭蓋骨及び脊柱に由来するもの
- ③ 牛の胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎に由来するもの

を含んでよいものとし、また、反すう動物に由来するものについては牛、めん羊及び山羊に由来するものに限る。

この結果、飼料用ゼラチン等として含んでよいものは、次のとおりとなる。

(ア) ほ乳動物（反すう動物は牛、めん羊及び山羊に限る。以下同じ。）に由来する皮、又は家きん若しくは魚介類の部位を原料とするもの

(イ) ほ乳動物の骨（反すう動物の頭蓋骨及び脊柱（牛にあつては、背根神経節を含み、胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）を除く。）に由来するもの

(2) 飼料用ゼラチン等の製造工程について

① (1) (イ) の製造工程における処理条件のうち「長期間のアルカリ処理」を「酸又はアルカリ処理」に変更する。

この結果、(1) (イ) の製造工程においては、次の工程の全て又はこれと同等以上の処理をすることとする。

a 加圧下での洗浄（脱脂処理）

b 酸による脱灰

c 酸又はアルカリ処理

d ろ過

e 138℃以上で4秒間以上の殺菌処理

② (1) (ア) 及び (イ) の製造工程と、これら以外の動物由来たん白質の製造工程を完全に分離することとする。

(3) 飼料用ゼラチン等の製造に当たっては、(1) 及び (2) について農林水産大臣の確認を受けるものとする。

3 今後の進め方

食品健康影響評価の結果を踏まえて、パブリックコメントを実施した上で、省令等の改正を行う。



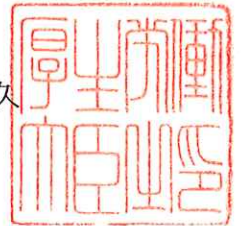
厚生労働省発生食1009第2号

平成27年10月9日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

クレトジム



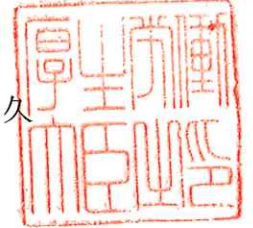
厚生労働省発生食1009第3号

平成27年10月9日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

シメコナゾール



厚生労働省発生食1009第4号

平成27年10月9日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

ニテンピラム



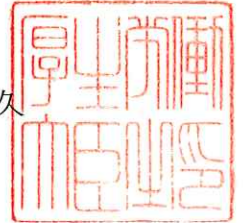
厚生労働省発生食1009第5号

平成27年10月9日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

ピリオフェノン



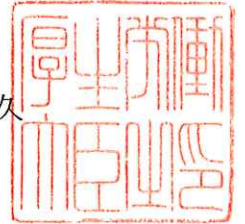
厚生労働省発生食1009第6号

平成27年10月9日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

プロヒドロジャスモン





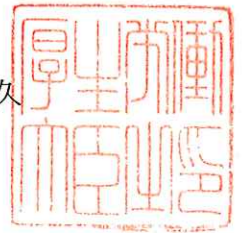
厚生労働省発生食1009第7号

平成27年10月9日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

プロフェノホス





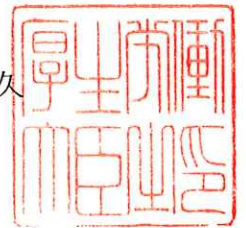
厚生労働省発生食1009第8号

平成27年10月9日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準を設定すること

フィプロニル



27消安第3818号
平成27年10月15日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 森山 裕



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第3号の規定に基づき、下記の事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規格について、次の改正を行うこと。

混合汚泥複合肥料の原料として、特殊肥料に指定されている「動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）」を新たに追加するとともに、既に原料として使用が認められている、し尿由来の汚泥発酵肥料に、「動物の排せつ物に凝集を促進する材料又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したものに動物の排せつ物を混合したもの又はこれを乾燥したものを堆積又はかくはんし、腐熟させたもの」を追加する公定規格の変更



食品健康影響評価の審議状況

(平成27年10月16日現在)

区分	要請件数 注2)	うち 27年度分	自ら評価	合計	評価終了 うち 27年度分	意見 募集中 注3)	審議中 注1)
添加物 注11)	156	2	0	156	147	9	6
農薬	1025	26	0	1025	759	37	246
うちポジティブリスト関係	491	6	0	491	297	17	186
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0
うち飼料中の残留農薬基準 注7)	42		0	42	10		32
動物用医薬品	519	24	0	519	485	30	33
うちポジティブリスト関係	109	1	0	109	75	5	31
化学物質・汚染物質 注8)	62		3	65	60		5
うち清涼飲料水	49		0	49	46		3
器具・容器包装	16		0	16	10	2	5
微生物・ウイルス 注9)	13		2	15	14		1
プリオン	48	8	16	64	45	3	19
かび毒・自然毒等 注4)	7		3	10	10		0
遺伝子組換え食品等	231	11	0	231	217	13	13
新開発食品 注5)	81		1	82	81	3	3
肥料・飼料等	201	4	0	201	143	16	58
うちポジティブリスト関係	100		0	100	57		43
薬剤耐性菌	1	1	0	1	0		1
肥飼料・微生物合同 注10)	1(34)		0	1	1(13)		0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0
その他 注6)	1		1	2	1		1
合計	2,365	76	26	2,391	1,976	113	391

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
- 2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
- 3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
- 4 自ら評価案件「デオキシニバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシニバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。
- 5 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。
- 6 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。
- 7 飼料中の残留農薬基準については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
- 8 平成26年7月30日付けで評価要請のあった「ジクロロ酢酸」「トリクロロ酢酸」については、「クロロ酢酸」も評価したため、3件として記入している。
- 9 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。
- 10 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、()内に物質数を記入している。
- 11 平成25年11月20日付けで評価要請のあった過酢酸製剤及び同製剤に含まれる物質については、過酢酸製剤の評価に当たり「酢酸」「過酸化水素」も評価したため、過酢酸製剤及び「過酢酸」「1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸」「オクタン酸」「酢酸」「過酸化水素」の計6件として記入している。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成27年 10 月 16 日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質2物質)	2
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※	(20)
16/10/29	農	動物用医薬品 アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)㊦、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)㊦㊧	2
17/2/14	厚	農薬 ジコホール	1
17/3/11	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)㊦㊧	1
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメプリームを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)㊦㊧、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)㊦㊧、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))㊦㊧	3
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム	2
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム㊧、スルファメトキサゾール㊧、トリメプリーム㊧、セファピリンベンザチン㊧、セファピリンナトリウム㊧	5
18/5/9	厚	農薬 ホルペット	1
18/7/18	厚	農薬 ジコホール☆、ホルペット☆	2
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆㊧、スルファメトキサゾール☆㊧、セファピリン☆㊧、トリメプリーム☆㊧	4
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆	1
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆㊧	2
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆	3
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルブレドニゾロン☆	3
19/1/15	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)㊦㊧	1
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆	1
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆㊧	3
19/ 3/6	厚	農薬 トリチコナゾール☆	1
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆	3

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

㊧は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆  、スルファジメトキシ☆  、スルファモメトキシ☆ 	3
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	2
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆ 	1
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、メソスルフロンメチル☆、スルフエントラゾン☆	3
19/6/26	厚	農薬 キャブタン☆	1
19/8/28	厚	動物用医薬品 ジクロキサシリン☆ 	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード) ◎  	1
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、ブロディファコウム☆	5
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフルル☆	4
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/6/3	厚	動物用医薬品 トビシリン 	1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆	2
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
21/2/3	厚	農薬及び動物用医薬品 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデトメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/3/10	厚	動物用医薬品 ナナフロシン☆  、ピランテル☆	2
21/3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	2
21/3/24	厚	農薬及び動物用医薬品 ジクロルボス及びナレド☆	2
21/12/14	厚	農薬 キャブタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	器具・容器包装 フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	2
22/1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部☆> ■	2
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■	2
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆> ■	2

注:※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。◎は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。
◎印は食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
22/2/16	厚	動物用医薬品 トルフェナム酸☆	1
22/2/16	厚	動物用医薬品 クロキサシリン☆ ■	1
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆ ■ 、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆ ■ 、β-カロテン☆ ■ 、クエン酸☆ ■ 、酒石酸☆ ■ 、トウガラシ色素☆ ■ 、トコフェロール☆ ■ 、乳酸☆＜農薬用途もあり＞ ■ 、マリーゴールド色素☆ ■ 、メナジオン☆ ■ 、レチノール☆ ■	11
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 フルロキシピル☆	1
22/3/18	—	アルミニウム◎	1
22/3/23	厚	農薬 ベンタゾン☆	1
22/3/23	厚	動物用医薬品 フルメキン☆ ■	1
22/5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/6/22	農	農薬 2, 4-D☆、グリホサート☆、ベンタゾン☆〈全て飼〉	3
22/8/12	厚	農薬 プロベナゾール＜一部☆〉、ハロキシホップ☆	3
22/9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、	3
22/9/27	厚	農薬 DCIP☆、酸化フェンブタズ☆	2
22/11/12	厚	農薬 イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ビンクログリン☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	9
22/11/15	農	農薬 テルブホス〈飼〉☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 クロルフェンビンホス☆	2
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品 メトプレン☆＜一部〈飼〉〉	2
23/1/24	厚	農薬 テブフェンピラド ■ ＜一部☆〉、ペンコナゾール☆	3
23/1/24	厚	動物用医薬品 ゲンタマイシン☆ ■ 、スピラマイシン☆ ■ 、セフロキシム☆ ■	3
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン＜一部☆〉、ベンフラカルブ＜一部☆〉 ■ 、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆	8
23/3/25	厚	農薬 エタメツルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、プロモキシニル☆	4
23/3/25	厚	動物用医薬品 ジミナゼン☆	1
23/3/31	—	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1
23/4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/4/25	農	農薬 プロモキシニル(飼料)☆	1
23/4/26	厚	添加物 酸性リン酸アルミニウムナトリウム	1
23/6/10	厚	農薬 イソキサチオン＜一部☆〉、イソウロン☆、フェナリモル☆	4

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■印は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、クロルスルフロ ン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスル フロン☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロンメチル☆	13
23/10/11	厚	農薬 チアクロプリド■、アクリナトリン■＜一部☆＞、セトキシジム＜一部☆＞、ジクロホ ップメチル☆、トリフロキシスルフロン☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサ プロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	13
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1
23/11/18	厚	農薬 トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、プロスルフロン☆	3
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	2
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、 ジクロルボス及びナレド☆	6
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆	1
24/2/24	厚	農薬及び動物用医薬品 フェントロチオン☆	2
24/2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、ジエチルスチルベストロール☆	2
24/3/26	厚	農薬 リムスルフロン☆	1
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/3/26	農	農薬 フェントロチオン☆	1
24/5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシ酢酸☆、トリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	3
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 ペルメトリン☆	2
24/5/21	農	農薬 ペルメトリン☆	1
24/5/22	厚	添加物 過酸化水素■	1
24/7/18	厚	農薬 クロルフルアズロン＜一部☆＞、ホスチアゼート■＜一部☆＞、テフルトリン☆、 トリホリン☆、シアナジン☆	7
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆、センデュラマイシン☆、 バシトラシン☆	3
24/7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆	1
24/7/18	農	農薬 シアナジン☆	1
24/8/21	農	農薬 シフルトリン☆	1
24/8/21	厚	農薬 トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆	3
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆、サラフロキサシン☆、ネオマイシン☆	3
24/8/21	厚	飼料添加物 ブチルヒドロキシアニソール☆	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
24/9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/9/18	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス☆	1
24/9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
25/1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロパトリン☆	5
25/1/30	厚	農薬 チフェンスルフロンメチル■〈一部☆〉、クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆	5
25/1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆	2
25/3/11	—	微生物・ウイルス クドア(クドア属粘液胞子虫)◎	1
25/3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクロルプロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスメチル☆、フルシトリネート☆、プロフェノホス☆、ホルクロルフェニユロン☆、メタミロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	16
25/3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆	1
25/3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスメチル☆	2
25/4/2	厚	プリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	(2)
25/4/9	厚	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について#	1
25/6/10	農	農薬 γ-BHC☆、ジメトエート☆、パラコート☆、メチダチオン☆	4
25/6/12	厚	農薬 2,4-D■、アラニカルブ☆、イマザキン☆、クロルメコート☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジベレリン☆、ジメトエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆、プロチオホス☆、プロマシル☆	13
25/6/13	厚	遺伝子組換え食品等 MDT06-228 株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ■	1
25/8/20	厚	農薬 DBEDC■〈一部☆〉、ノニルフェノールスルホン酸銅■〈一部☆〉、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、メトリブジン☆、リュロン☆	8
25/8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆	2
25/8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン	1
25/8/20	消	特定保健用食品 レア スウィート ※■	1
25/8/21	農	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(飼料)■	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。
◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
25/8/22	厚	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(食品)■ 1
25/11/14	厚	農薬 メピコートクロリド☆ 1
25/12/10	厚	農薬 クレトジム☆ 1
25/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 シペルメトリン☆ 2
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン☆ 1
25/12/20	厚	農薬 ニテンピラム☆ 1
26/2/3	厚	農薬 オキスポコナゾールフマル酸塩☆ 1
26/2/19	農	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ(SPS-00E12-8)(飼料)■ 1
26/2/20	厚	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ(SPS-00E12-8)(食品)■ 1
26/3/12	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズ FG72 系統(飼料)■ 1
26/3/13	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統(食品)■、除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズFG72 系統(食品)■ 2
26/3/25	厚	農薬 MCPB■〈一部〉☆ 2
26/3/25	厚	動物用医薬品 酢酸トレンボロン☆、ゼラノール☆、プレドニゾロン☆ 3
26/3/25	厚	肥料・飼料等 マデュラマイシン☆、ロベニジン☆ 2
26/6/3	消	特定保健用食品 葛のめぐみ ※■ 1
26/6/18	厚	対象外物質 グルカン■ 1
26/7/2	厚	動物用医薬品 セフチオフル■ 1
26/9/9	厚	農薬 ピラゾリネート☆ 1
26/9/9	厚	動物用医薬品 ロメフロキサシン■ 1
26/11/5	厚	添加物 1-メチルナフタレン 1
27/1/8	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※ 1
27/1/13	厚	農薬 イソフェタミド■、フロメトキン■ 2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
27/2/12	厚	プリオン ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/2/16	厚	農薬 フルオピコリド■	1
27/3/10	厚	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の飼料添加剤及び豚の飲水添加剤(フロロコール2%液) 圃■	1
27/3/30	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性 トウモロコシ MON87411 系統(食品) ■	1
27/4/23	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性 トウモロコシ MON87411 系統(飼料) ■	1
27/4/24	農	プリオン めん羊及び山羊の牛海綿状脳症(BSE)対策	1
27/6/5	厚	動物用医薬品 動物用ワクチンの添加剤として使用する成分	2
27/6/8	厚	農薬 イソピラザム■、シフルメトフェン■、フルエンズルホン■、プロチオコナゾール■	4
27/6/10	農	農薬及び動物用医薬品 アバメクチン■	1
27/6/23	厚	動物用医薬品 アルトレノゲスト■＜一部☆＞	2
27/6/23	厚	農薬 イミシアホス■、サフルフェナシル■、チフルザミド■、レピメクチン■	4
27/8/5	厚	添加物 亜塩素酸ナトリウム■	1
27/9/25	厚	遺伝子組換え食品等 NZYM-AV株を利用して生産されたα-アミラーゼ■	1
27/9/30	厚	農薬 スピロテトラマト■、マンデストロビン■	2
27/9/30	厚	プリオン イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	2
27/9/30	厚	遺伝子組換え食品等 PLA-54 株を利用して生産されたホスホリパーゼ A2■	1
27/10/8	農	薬剤耐性菌 硫酸セフキノムを有効成分とする牛及び豚の注射剤(コバクタン/セファガード)	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。
※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。●は薬剤耐性菌に関する評価が必要なものの。圃は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

Ⅱ 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について ★	
23/10/20～11/18	添加物 <i>Chryseobacterium proteolyticum</i> 9670 株を利用して生産されたプロテイングルタミナーゼ ★	1
27/7/29～8/27	農薬 ビシクロピロン ■	1
27/8/26～9/24	動物用医薬品 イプロニダゾール	1
27/9/9～10/8	農薬 1,3-ジクロロプロペン ■、ヘキサコナゾール ☆、メパニピリム ■〈一部 ☆〉	4
27/9/9～10/8	器具・容器包装 フタル酸ジイソノニル(DINP)	1
27/9/30～10/29	添加物 次亜臭素酸水 ■	1
27/9/30～10/29	農薬 イソピラザム ■、キノメチオナート ■〈一部 ☆〉	3
27/10/13～11/12	添加物 <i>Aspergillus oryzae</i> NZYM-SP 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ ■	1
27/10/13～11/12	遺伝子組換え食品等 DP-No. 2 株を利用して生産されたアスパルテーム ■	1

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成 22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。Ⓔは薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。Ⓔは肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成27年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
27/4/7	厚	器具・容器包装 フタル酸ベンジルブチル(BBP)	1
27/4/14	厚	動物用医薬品 ジメトリダゾール☆、クロサンテル☆	2
27/4/14	厚	遺伝子組換え食品等 低リグニンアルファルファKK179 系統(食品)■、NZYM-SO 株を利用して生産されたα-アミラーゼ■	2
27/4/14	農	遺伝子組換え食品等 低リグニンアルファルファKK179 系統(飼料)■	1
27/4/14	農	薬剤耐性菌 牛及び豚に使用するセフトオフル製剤に関わる薬剤耐性菌㊟㊿	2
27/4/21	厚	対象外物質 イタコン酸■、ポリグリセリン脂肪酸エステル■	2
27/4/21	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※、ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	2
27/4/21	厚	遺伝子組換え食品等 DP-No.1 株及び GG-No.1 株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシン■、GLU-No.7 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム■	2
27/4/28	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ 1910 系統(食品)■	1
27/4/28	農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ 1910 系統(飼料)■	1
27/5/12	厚	農薬 イソキサフルトール■、ジエトフェンカルブ☆■、テブラロキシジム☆、トリアファモン■	5
27/5/12	厚	動物用医薬品 セフトオフル■	1
27/5/12	農	動物用医薬品 動物用医薬品 セフトオフルを有効成分とする牛の注射剤(エクセーデC)及びセフトオフルを有効成分とする豚の注射剤(エクセーデS)■㊿、塩酸セフトオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネルRTU)■㊿	3
27/5/12	厚・農	動物用医薬品・飼料添加物・対象外物質 L-カルニチン■	2
27/5/12	消	特定保健用食品 蹴脂茶 ※■	1
27/5/19	厚	添加物 1-メチルナフタレン	1
27/5/26	厚	対象外物質 グリセリン酢酸脂肪酸エステル■	1
27/5/26	農	牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌■ (一)	
27/6/2	厚	動物用医薬品 メクロプラミド☆	1
27/6/9	厚・農	農薬 エトフェンブロックス■、クロフェンテジン☆、クロルプロファム☆、ピコキシストロビン■、ピロキロン<一部☆>	7
27/6/16	厚・農	動物用医薬品 豚サーコウイルス(2型・組換え型)感染症・豚繁殖・呼吸障害症候群・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)混合ワクチン(インゲルバック3フレックス)■	2
27/6/16	農	動物用医薬品 豚オーエスキー病(gI-、tk-)生ワクチン(酢酸トコフェロールアジュバント加溶解用液)(ポーシリス BegoniaDF・10、ポーシリス BegoniaDF・50)■	1

☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。㊟は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。㊿は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成27年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
27/6/16	厚	特定保健用食品 葛のめぐみ ※■★	1
27/6/30	厚	添加物 過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質(過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素) ■	6
27/6/30	厚	農薬 アミスルブロム■	1
27/7/7	厚	農薬 オキサチアピプロリン■、フルアジホップ■〈一部☆〉、ベンチアバリカルブイソプロピル■	4
27/7/7	厚	動物用医薬品 エンロフロキサシン■	1
27/7/7	厚	遺伝子組換え食品等 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)の改正等について	1
27/7/14	厚・農	2-10-性腺刺激ホルモン放出ホルモン類縁体・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする牛の注射剤(ボプリバ)	2
27/7/14	厚	飼料添加物 モネンシン、モネンシンナトリウム	2
27/7/14	農	薬剤耐性菌 ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ドラクシン C)の承認に係る薬剤耐性菌 ㊦	(一)
27/7/28	厚	農薬 チアメトキサム■	1
27/7/28	厚	農薬及び動物用医薬品 ジフルベンズロン☆	2
27/7/28	厚	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレート(PEN)を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装	1
27/7/28	厚	プリオン デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/7/28	厚	DP-No.2 株及び GG-No.1 株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシン■	1
27/8/4	消	特定保健用食品 大麦若葉粉末 ※■	1
27/8/4	厚	動物用医薬品 ツラスロマイシン ㊦■	1
27/8/11	厚	農薬 テトラコナゾール■〈一部☆〉、トリフロキシストロビン■、フェンヘキサミド■、ベンゾフェナップ☆	5
27/8/11	農	動物用医薬品 フルニキシメグルミン■、フロルフエニコール ㊦	1
27/9/1	厚	動物用医薬品 動物用ワクチンの添加剤として使用する成分	1 2
27/9/1	農	動物用医薬品 エンロフロキサシンを有効成分とする豚の注射剤(バイトリル ワンジェクト注射液)■	1
27/9/8	厚	農薬 4-アミノピリジン☆、クロロベンジレート〈一部☆〉、ジノセブ☆、チオメトン〈一部☆〉、チフェンスルフロリン☆、テブコナゾール■、トリクロロ酢酸ナトリウム塩☆、フルオピラム■、プロメトリン☆、ベンゾビンジフルピル■	12
27/9/15	厚	添加物 硫酸亜鉛■、亜セレン酸ナトリウム■	2
27/9/15	厚	動物用医薬品 フルアズロン☆、フルメトリン■〈一部☆〉	3
27/9/15	農	ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ドラクシン C)	1

☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成27年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
27/9/29	厚	動物用医薬品 アルベンダゾール☆	1
27/9/29	農	動物用医薬品 フロルフェニコール及びフルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤(レスフロール)■、動物用ワクチンの添加剤として使用する成分	4
27/9/29	農	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> NZYM-SP 株を利用して生産されたアスパラギナーゼ■、NZYM-RO 株を利用して生産された6- α -グルカノトランスフェラーゼ■	2
27/10/6	厚	遺伝子組換え食品等 CYS-No.1 株を利用して生産されたL-システイン塩酸塩■、除草剤グリホサート耐性アルファルファ J101 系統及び低リグニンアルファルファ KK179 系統を掛け合わせた品種■	2

☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。Ⓜは薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。Ⓜは肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅳ その他

通知日	通知先	件 名
16/1/30	厚・農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針